

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように
改正する。

第11条新型コロナウイルス対策室長専決事項の項を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。